

家裁委員会

第3回 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年9月29日(水)午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

飴 定雄(釧路市連合町内会副会長) 青木富士彦(釧路町役場総務課長)
津田鉄子(釧路家庭生活カウンセラークラブ会長) 川澄重雄(NHK釧路放送局長)
富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会副会長) 中園桐代(釧路公立大学助教授)
藤井明人(市立釧路総合病院精神神経科部長) 福岡定吉(釧路弁護士会弁護士)
河原俊也(釧路家庭裁判所判事)

(2) 欠席委員

會田正和(釧路地方検察庁検事正)

(3) 説明者

小池信行(所長) 片田信宏(釧路家裁判事)
早川 登(事務局長) 加藤 豊(首席書記官)
相澤敬司(次席家裁調査官) 小路法雄(事務局次長) 津幡恭行(同)

(4) 庶務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(同)
菅原 克(総務課課長補佐) 田向百代(庶務係長)

4 議事

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 所長あいさつ

お忙しい中を出席していただきまして、誠にありがとうございます。特に8月1日付けで新しく就任された委員の方については、今回が初めての委員会でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

家庭裁判所委員会は歴史が大変古く、終戦直後の昭和24年に発足した制度であります。従前の制度は、裁判所から諮問をさせていただいた事柄について答申をいただくという「諮問委員会」という性格付けでありましたが、今年の8月からこの機能を拡大し、裁判所からの諮問がなくても裁判所運営に関し広く意見を述べていただくという機関に、いわば衣替えをしたわけでありまして。

この背景事情としては、皆様もご存じのように、裁判所にとって司法制度改革の実施が最大の使命であり、その一環として、この家裁委員会も機能の拡大を図ることとなったものであります。

司法制度改革については、今、様々なプロジェクトに取り組んでいるところでありますが、この改革の背骨になっているスローガンは、「国民の皆様の視点を司法に活かす」ということでございます。とかくこれまでの裁判所というものは、外部の国民の皆様から御覧

になって、何をやっているのか分からない、あるいは、やや社会の常識から離れた考えをしているのではないか、というような批判があったわけであります。裁判所の使命というのは、今後ますます重くなっていくわけでありますので、そうであれば、裁判所という組織も国民の皆様の基盤の上に成立しているものでなければならないという反省から、先ほど申しあげました家裁委員会の機能拡大ということが図られたわけであります。

本委員会では、裁判所が従前から取り組んできた内容や、これから取り組んでいく内容について、いろいろご説明をさせていただき、主として裁判所と国民の皆様が接点となる場面の様々な問題について、皆様方からご意見を頂きたいと思っております。

皆様の中には、裁判所のことはよく分からないという方もいらっしゃるかと思いますが、逆に私も、裁判所は自分たちの尺度だけで仕事をしているのではないかという批判を受けているところもありますので、これからできるだけ意を尽くしたご説明をさせていただきたいと思っております。どうか皆様方、一人一人の多様な経験に基づく自由闊達なご意見を忌憚なく述べていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員長選任

これまでの福岡委員長が任期満了まで引き続き委員長となる旨、全会一致で了承された。

(4) 委員長あいさつ

この家裁委員会は昨年衣替えをしました。その内容を端的に申しますと、この家裁委員会の中心となるものは、国民の意見を反映するためにどうするか、ということであり、司法制度改革で裁判所は国民のために身近なもの、国民に開かれたもので、国民から了解される存在でありたい、そのためには裁判所独自でけん命に考えても、裁判所だけの力では限界があるわけですので、市民の皆様の意見を広く聞かせてもらいたい、ということではないかと思っております。

皆様の御協力を得てこの委員会を立派な委員会に育てて行きたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

(5) 委員長代理の指名

委員長代理の委員が任期満了により退任し、不在となっていることから、後任の委員長代理として河原委員が指名された。

(6) 自己紹介

全委員による家裁委員としての抱負や裁判所に対する日頃の考え等を交え、自己紹介を行った。

(7) 運営ルールの確認等

早川事務局長が、これまでの委員会で決定されている内容について説明し、委員全員がこの運営ルールをあらためて確認し、了承した。

(8) 裁判所説明等

家庭裁判所の組織と機能等について、早川事務局長から概要説明があった。

裁判所から議論の契機として提出された「望ましい当事者（利用者）対応の在り方」について、早川事務局長が説明し、次回以降検討することとなった。

また、各委員からの意見等も提出できるので、次回委員会の前に、知らせてもらいたい旨の説明があった。

委員会庶務より、議事概要の作成につき、委員長による決裁を受けた後、委員会通信及びインターネットのホームページに掲載して公開したい旨の提案があり、全会一致で了承した。

(9) 次回家裁委員会の開催日時

平成16年12月20日（月）午後1時30分から